

尼崎市
要保護・要支援児童等見守り強化事業
業務委託事業者募集要項

令和7年1月

尼崎市
こども青少年局
子どもの育ち支援センター
こども相談支援課

1 趣旨

本要項は、本市で実施する「尼崎市要保護・要支援児童等見守り強化事業」の業務委託先となる事業者を専門技術や提案力の観点から総合的に評価するに当たり、企画提案方式（プロポーザル方式）により選定するために、必要な事項を定めるものです。

「尼崎市要保護・要支援児童等見守り強化事業」

児童虐待のリスクの高まりを踏まえ、子育て世帯が孤立しないよう支援することが必要であることから、要保護児童対策地域協議会が中核となり、概ね 18 歳未満の子どもへの支援を要する世帯に対し、民間団体等と協働し、宅食及び家庭訪問等の支援を通じた家庭状況の把握による見守りの機会を確保するとともに、主に就学前の子どもを対象に食事提供を含めた居場所支援を行うことで、児童虐待防止を目的とした地域支援ネットワークを構築し、虐待の未然防止や早期発見・早期支援に繋げることを目的とする事業。

なお、本事業は、こども家庭庁の補助事業である①地域こどもの生活支援強化事業、②支援対象児童等見守り強化事業を活用した事業になります。

2 委託業務の概要

(1) 業務名称

尼崎市要保護・要支援児童等見守り強化事業業務（以下「本業務」という。）

(2) 委託期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

ただし、契約の履行状況が良好な場合、かつ、本業務の関係予算が尼崎市（以下「本市」という。）議会において承認された場合に限り、承認された予算の範囲において、令和9年3月31日までの間、年度単位で委託契約の更新を行う可能性があります。

(3) 業務仕様

別紙「尼崎市要保護・要支援児童等見守り強化事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 提案上限額

J R神戸線を境界に、本市内の北部及び南部地域に各1拠点（計2拠点）で募集します。なお、両地域とも受託可能な場合に限り、両地域に応募可能です。（ただし、その場合においても地域ごとに選定を行うため、必ず両地域で受託できるとは限りません。）

ア 1拠点当たりの提案上限額

1拠点当たりの提案上限額は、以下のとおりとします。なお、提案上限額及びその内訳上限額を超える提案は一切受け付けません。

| 提案上限額（いずれも消費税及び地方消費税を含む） | | |
|--------------------------|---------------------------------|-------------|
| 9,729,000 円 | （内訳上限額） | |
| | こどもの見守り支援業務 （仕様書6-1に係る業務） | 6,912,500 円 |
| | こどもの居場所運営・支援業務 （仕様書6-2に係る業務） | 2,816,500 円 |

イ 対象経費

業務委託料には、次に掲げるものを含むものとします。ただし、本業務とは別の補助等を受けて実施している事業で当該補助等により賄われている費用については、本業務の経費として重複して計上することはできません。また、自動車等、資産価値が各年度の委託期間終了後も残存する物の購入は業務委託料の対象外とします。なお、こどもの見守り支援業務とこどもの居場所運営・支援業務に係る経費を明確に分けてください。

- (ア) 本業務に係る職員の給料及び職員手当等
- (イ) 本業務に係る職員の旅費、食品等の配送及びこどもの送迎等に係る費用（燃料費含む。）
- (ウ) 本業務実施施設に係る賃借料（各年度の委託期間に係るものに限る。）（※1）
- (エ) 本業務の運営に係る費用（会場費、消耗品費、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）、通信運搬費、光熱水費、印刷製本費、食糧費、保険料並びに使用料及び賃借料など。）

（※1）本業務実施施設に係る賃借料の算定は、以下の例を参照の上積算してください。なお、年間賃借料は、各年度における委託期間に係るものに限るものとします。

例1）A室とB室の2室で構成される施設において、A室（60㎡）を「本業務」として使用し、B室（40㎡）を「その他の事業の専用室」として使用しており、当該施設の年間賃借料が1,000千円の場合

【算出方法】

$1,000 \text{千円 (年間賃借料)} \times 60 \text{㎡ (本業務専用室)} / 100 \text{㎡ (施設全体の面積)} = 600 \text{千円 (対象経費)}$

例2）A室のみで構成される施設において、本業務の開所時間中は、「本業務の専用室」として使用（年間合計1,000時間）しているが、開所時間外において「その他の事業の専用室」として使用（年間合計250時間）しており、当該施設の年間賃借料が1,000千円の場合

【算出方法】

$1,000 \text{千円 (年間賃借料)} \times 1,000 \text{時間 (本業務の使用時間)} / 1,250 \text{時間 (施設全体の使用時間)} = 800 \text{千円 (対象経費)}$

(5) 支払条件

委託料の支払いは、7月（4～6月分）・10月（7～9月分）・1月（10月～12月）・4月（1月～3月分）の年4回払いとして、受託者から適法な請求を受けた日から30日以内に支払います。なお、1回当たりの支払金額は、契約額を4等分にした額（1円未満の端数が生じたときは、その端数を1回目支払分に合算）とします。

なお、こどもの見守り支援業務とこどもの居場所運営・支援業務に係る経費を明確に分けた上で請求を行うこと。

3 プロポーザル参加資格

(1) 参加資格

企画提案方式（プロポーザル方式）による選定への参加に応募しようとする者は、本業務を安定かつ円滑に実施できる能力と適正な実施体制を有する法人等とします。個人は応募することはできません。また、次に掲げる要件をすべて満たさなければ応募することはできません。

ア ニ崎市契約規則（昭和41年尼崎市規則第9号）第4条に定める競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は名簿に登載されていない場合は、次に掲げる書類を整え、応募書類と合わせて提出することができる者

(ア) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(イ) 法人等の事業報告書、損益計算書又は収支計算書及び貸借対照表

イ 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと

ウ 次に掲げる事項のすべてに該当しない者

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は同条第2項各号のいずれかに該当する者

(イ) 本市の競争入札における指名停止措置を受けている者

(ウ) 国税、本市内外の市税その他の歳入金等を滞納している者

(エ) 定款又は規約若しくは会則がない、責任者が明確でない並びに適正な会計を行っていないなど、本市が委託契約を締結する事業者として適正ではない者

(オ) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体

(カ) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とした団体

(キ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者

(ク) 破産者で復権を得ない者

(ケ) 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（尼崎市暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団密接関係者（尼崎市暴力団排除条例第2条第7号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）のいずれかに該当する者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号のいずれかに該当する者

(コ) 利用者の居宅で営利を目的とした活動を行う者

なお、本市との契約締結後、事業者が(1)ア及びイのいずれかに該当しなくなった場合又は(1)ウ(ア)～(コ)のいずれかに該当することが判明した場合は、委託契約期間中であっても、本市は事業者との契約を取り消すことができるものとします。

(2) 応募制限

- ア 複数の法人等で組織した共同事業体で応募する場合は、代表の団体を定めてください。
- イ 南北各地域に単独に応募した団体は、当該応募地域内で他に応募する共同事業体の構成団体（代表となる団体を含む。以下同じ。）となることはできません。
- 例） 北部地域に単独に応募し、同時に北部地域に応募する共同事業体の構成団体となることは認めません。ただし、北部地域に単独に応募し、同時に南部地域に単独又は共同事業体の構成団体として応募することは可能ですが、その場合、両地域で選定された場合に両地域で受託可能であることを応募要件とします。
- ウ 南北各地域において複数の共同事業体の構成団体となることはできません。
- エ 南北各地域において共同事業体の構成団体のいずれかの団体が、本業務の応募において、当該共同事業体とは別に単独の団体として応募していることや、他の共同事業体の構成団体を兼ねていることが判明した場合は、当該構成団体に関わるすべての応募を無効とします。
- オ 単独又は共同事業体の構成団体として両地域の応募を行った場合で、両地域で選定された後に両地域で受託できないことが判明した場合、当該単独の団体及び当該共同事業体に関わるすべての応募を無効とします。
- カ その他共同事業体で応募する場合、別紙の留意事項を遵守してください。

4 プロポーザルの実施スケジュール

| 項目 | 日程 |
|-----------------|---------------------------|
| 募集要項の配布・募集開始 | 令和7年1月27日（月） |
| 事業説明会の申込期限 | 令和7年1月31日（金）正午まで |
| 事業説明会 | 令和7年2月 3日（月）午後2時～午後3時 |
| 質問の受付期限 | 令和7年2月 6日（木）午後5時まで |
| 質問の回答 | 令和7年2月10日（月）までにホームページ上に掲載 |
| 企画提案書等応募書類提出期限 | 令和7年2月17日（月）午後5時まで |
| プレゼンテーション審査時間連絡 | 令和7年2月21日（金）午後5時までに連絡 |
| プレゼンテーション審査 | 令和7年2月28日（金） |
| 選定結果通知 | 令和7年3月上旬に通知 |
| 事業引継ぎ等実施準備、契約締結 | 令和7年3月中 |

5 事業説明会について

- (1) 日時
令和7年2月3日（月）午後2時～午後3時
- (2) 開催方法
説明会会場での開催及び ZOOM を使用したオンライン開催
- (3) 説明会会場
尼崎市若王寺2丁目18番6号
あまがさき・ひと咲きプラザ内 子どもの育ち支援センターいくしあ2階「おりーぶ」

(4) 参加申込方法

本要項12に記載している電子メールアドレス宛に、件名を「プロポーザル事業説明会 参加希望 ○○○(法人等の名称)」とし、メール本文に①現地開催又はオンライン開催のいずれに参加するかと②参加人数(1事業者当たり2人まで)を入力の上、事業説明会の申込期限までに電子メールを送信してください。

事業説明会の申込期限後、オンライン開催に参加する方には ZOOM の URL 等をお送りします。なお、現地開催に参加する場合は、開始時間に間に合うよう、直接説明会会場にお越しください。

(5) 事業説明会の申込期限

令和7年1月31日(金) 正午まで

(6) オンライン開催の事業説明会に参加するまでに準備すべき事項等

インターネットに繋いで ZOOM を使用できる機器(PC、タブレット、スマートフォン等)を用意し、無料 TV 会議システム「ZOOM」をインストールしてください。ZOOM を起動した際、マイク・スピーカー・カメラを使用できる状態にし、音声はミュートにしてください。通信データ量が多くなりますので、Wi-Fi 環境での参加をお勧めします。

6 質問の受付

(1) 質問の受付

質問の受付期限は、令和7年2月6日(木) 午後5時までとします。

質問は所定の様式(応募様式1号)により、本要項12に記載している電子メールアドレス宛に、件名を「プロポーザル質問 ○○○(法人等の名称)」と入力の上、電子メールを送信してください。来庁、電話等による質問は受け付けません。また、質問を電子メールで送信した場合、速やかに本要項12に記載の連絡先まで電話にて電子メールの到達確認をしてください。

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和7年2月10日(月)までに質問内容と合わせて、質問者名等を伏せて本市のホームページ(本要項を掲載している画面と同一画面上)にて公表します。なお、審査基準等に関する質問は一切お答えできません。

7 応募方法及び応募書類

応募書類は、令和7年2月17日(月) 午後5時までに、本要項12に記載している所在地まで持参してください。郵送、FAX、電子メール等による受付は行いません。

応募の際は、次の(1)から(6)に掲げる書類を、その番号順にA4サイズのフラットファイル等に綴じ、様式や添付書類ごとにインデックス等で仕切り紙を挿入するなど、整理した上で10部(正本1部、副本9部)提出してください。

なお、北部地域・南部地域の両方に応募する団体又は共同事業体は、それぞれの地域で応募を行うものとし、地域ごとに書類を提出してください。

(1) 企画提案申込書（応募様式2号）

共同事業体により企画提案を応募する場合は、別紙に記載の留意事項を参照し「協定書」も併せて提出してください。なお、本業務に応募する以前に、共同事業体の構成団体において協定書を作成している場合は、新たに協定書を作成する必要はなく、既存の協定書を提出してください。

(2) 企画提案書（任意様式、A4用紙縦・横書き・左綴じ・片面刷り・10枚まで）

仕様書に基づき、次の事項についてその順に従って企画・提案内容を具体的に記載してください。

ア 法人等の概要（法人等の名称、代表者名、業務実績等）

パンフレット等を法人等の概要に代用することも可とします。

イ 本業務の実施内容について（次に掲げる事項について具体的に記載すること。）

(ア) 家庭訪問による世帯状況の把握について

(イ) 食品等の配送について

(ウ) こどもの居場所の運営について

仕様書6「業務委託内容」を参照し、開所日数、開所時間、食事の提供の有無、送迎の有無についても記載すること。

(エ) 事業利用開始後に世帯状況の把握が困難となった支援対象者への支援について

(オ) 支援計画案の作成等について

(カ) 関係機関との連携について

(キ) その他について（(ア)～(カ)以外に提案があれば記載すること。）

ウ 本業務の実施体制について

(ア) 業務責任者を含む、本業務の実施に係る職員の資格、経験及び人数について

(イ) こどもの居場所の運営について、本業務実施施設及び設備の詳細が分かる間取り図や図面等

(ウ) 業務実施体制の継続性の確保について

エ 個人情報保護に関するデータの取扱い及びセキュリティ対策について

オ 本業務に関して類似・関連業務の実績があれば、その実績について（特に、他都市等で本業務と同様の業務実績があれば詳しく記載すること。）

カ その他法人等が自ら実施する提案事業など（自由提案）

(3) 見積書及び見積内訳書（応募様式3号）

本業務に係る見積書及び見積内訳書については、本要項2-(4)を参照し、「こどもの見守り支援業務」及び「こどもの居場所運営・支援業務」それぞれの金額と、その内訳が分かるように記載すること。

(4) 法人税、消費税及び地方消費税、所在地の市町村民税の最近2年間の滞納がないことを証明する書類（非課税の場合は、これに代わる書類）（令和7年以降に設立された法人等を除く）。提出日の3ヶ月以内に発行されたものとし、写しでも可とします。

ただし、競争入札参加有資格者名簿に登載されている事業者は、当該書類は不要です。

(5) 所在する市の徴収する水道料金の最近2年間の滞納がないことを証明する書類（令和7年以降に設立された法人等を除く）。提出日の3ヶ月以内に発行されたものとし、写しでも可とします。

なお、水道料金を不動産管理会社等へ支払っており、自治体に直接納付していない場合は、代替する書類として、賃貸借契約書等により不動産会社へ水道料金を支払う契約になっていることがわかる書類及び、水道料金の滞納がないことがわかる書類（賃貸人による証明書等）を提出してください。

- (6) 尼崎市契約規則第4条に定める競争入札参加有資格者名簿に登載されていない場合は、次に掲げる書類を提出してください。定款又は寄附行為及び登記事項証明書は写しでも可とし、登記事項証明書は提出日の3ヶ月以内に発行されたものとします。

ア 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

イ 法人等の事業報告書、損益計算書又は収支計算書及び貸借対照表

8 企画提案書等応募書類の取り扱い等について

- (1) 提出された企画提案書等応募書類は、一切返却しません。
- (2) 選定された事業者の企画提案書等応募書類は事業者名をはじめ公開の対象となります。選定されなかった事業者のものは原則非公開としますが、尼崎市情報公開条例（平成16年尼崎市条例第47号）その他の法令で規定があるときは、当該法令が優先されるものとします。
- (3) 応募に要した事業者の費用負担に対して、本市は一切補償いたしません。

9 選定方法及び審査基準について

(1) 選定方法

企画提案方式（プロポーザル方式）とし、事前に提出のあった応募書類の確認により、参加資格のある者に対しプレゼンテーション審査を行います。別途設置する「尼崎市要保護・要支援児童等見守り強化事業業務委託事業者選定会議」（以下「選定会議」という。）において、応募書類の内容と合わせて総合的に審査し、選定します。

ア 実施予定日・実施会場

令和7年2月28日（金）に尼崎市子どもの育ち支援センターいくしあにて実施します。時間等の詳細は、令和7年2月21日（金）午後5時までに電子メールで通知します。

イ 実施時間

1応募団体につき50分程度を予定しています。応募団体から20分程度説明を実施していただいた後、30分程度の質疑応答を行います。

ウ プレゼンテーションの方法

応募団体は、提出した応募書類に基づいて説明を行ってください。なお、プレゼンテーションにおいて、応募書類にない事項は説明できませんので、ご注意ください。

また、パワーポイントでの説明等プロジェクターの使用を希望する場合は、必ず企画提案書等応募書類提出時に申し出てください。

エ 説明者

会場への入室は2人以内でお願いします。うち1人は、必ず業務責任者となる予定の者が出席してください。

オ その他

プレゼンテーションにおける内容及び質疑に対する応答の内容については、提出書類と同様に公式なものとして取り扱います。

(2) 審査基準及び選定方法

ア 次に掲げる基準により審査（採点）します。

| | |
|---------------|---|
| ①業務理解度 | 事業目的及び事業内容を理解した提案となっているか。また、要保護・要支援児童等への相談支援を理解した提案となっているか。 |
| ②実現性 | 提案に具体性があり、本業務の実施について実現性がある提案となっているか。（こどもの見守り支援業務の実施内容が具体的かつ実現可能なものであるか。また、こどもの居場所運営・支援業務において適切な支援を行うための実施場所であるか。また、開所日数・開所時間が適切で、定員までの受入が可能かなど。） |
| ③有益性 (実効性) | 実施内容が充実しており、魅力や有益性のある提案になっているか。 (本事業の推進に実効性のある提案となっているか。) |
| ④業務実施体制 | 専門性を発揮し、業務を円滑かつ確実に遂行できる体制が提案されているか。また、個人情報保護を遵守できる体制になっているか。 (本業務の実施に必要な人材を必要数確保し、包括的な見守り支援事業業務を実施する上で利用者の多様な支援ニーズに対応するなど、本業務を効果的かつ継続的に本市と協働して遂行できる体制が提案されているか。) |
| ⑤経験・ノウハウ | 本業務の実施に向け、これまでの支援実績（実務経験・ノウハウ）が十分なものであるか。 |

イ 審査の結果、北部・南部の地域別で評価点の合計が最も高い応募者を契約候補者として選定します。ただし、各地域における最高得点の候補者が複数あった場合には、選定会議において協議を行い、選定します。

なお、最高得点の候補者が、選定会議において別に定める最低基準を満たさない場合、契約候補者として選定は行いません。

ウ 地域活性化の観点から、市内事業者又は準市内事業者であれば一定の加点を行います。また、本業務実施に際して新たに市内在住者の雇用を行う提案に対しても一定の加点を行いますので、その場合は企画提案書に必ず記載してください。

エ 各地域における応募者が1事業者の場合であっても選定会議による審査を行います。その結果、企画提案の内容が基準を満たしていると認められた場合には、その応募者を契約候補者として選定します。

10 契約の締結

(1) 選定後、北部・南部の地域ごとに契約候補者は本市と本業務について、契約に必要な事項を協議した後、本市が作成した契約書によって契約を締結します。

- (2) 次に掲げる事態が生じたときは、本市は、北部・南部の地域ごとに契約候補者の選定において順位の高かった者から順に契約に必要な事項について協議を行い、契約相手方を決定します。
- ア 契約候補者が契約の締結を辞退したとき。
 - イ 契約締結時まで本要項3の参加資格を欠いていることが判明したとき
 - ウ 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき
 - エ その他やむを得ない事情で契約に至らなかったとき
- (3) 契約に当たっては、契約候補者に改めて見積書の提出を依頼します。契約候補者は提案書に記載している見積金額を基に提出してください。
- (4) 契約保証金については、尼崎市契約規則第31条に基づき、契約金額の100分の5に相当する契約保証金を契約締結時に納付することとします。ただし、尼崎市契約規則第32条の各号いずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができます。
- (5) 事業者は、業務責任者を定めるとともに、業務遂行に必要な職員を定め、契約締結後7日以内に指定の様式により本市に報告してください。また、その内容に変更があった場合においても速やかに本市に報告をしてください。
- (6) 事業者が本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることは禁止します。ただし、事業者が本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、次の事項を遵守してください。
- ア 事業者は本業務の一部を第三者に委託、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ本市の承認を得る必要があります。
 - イ 事業者は本市に対し、本業務の一部を委託し、又は請け負わせた者の商号、名称その他必要な事項を遅滞なく報告する必要があります。
 - ウ 事業者は、本市が指定する事項をその第三者に遵守させるための措置を講じる必要があります。
- (7) 本業務の実施において、仕様書に基づき事業者が作成し本市へ提出した報告書等の関係書類については、利用世帯が同意する範囲内で、本市の関係部署及びその他関係機関と情報共有するものとする。

11 その他

事業者は、人権文化（全ての人々が、不当な差別及び排除、暴力等による人権侵害を受けず、及び日常生活の中で互いの人権を尊重することを考えて行動することが自然である状態をいいます。）が社会に浸透することを目指す「尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例」に定める事業者や市民等の責務を遵守し、事業者にあっては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて、人権尊重に取り組むよう努めてください。

12 連絡先及び提出先

〒661-0974

尼崎市若王寺2丁目18番6号 あまがさき・ひと咲きプラザ内いくしあ2階

こども青少年局 子どもの育ち支援センター こども相談支援課 (担当: 井上、清野)

電話番号 06-6423-9995

ファクス番号 06-6409-4354

電子メールアドレス ama-kajisou@city.amagasaki.hyogo.jp

以 上

(別紙)

共同事業体により本プロポーザルに参加する場合の留意事項

複数の事業者が集まり、共同事業者にて本プロポーザルに応募する場合には、本要項に定める企画提案申込書その他の応募書類の作成等に当たり、次の事項に留意すること。

- 1 企画提案申込書と併せて、共同事業体の構成団体を記載した資料並びに本業務を共同事業体により受託する意思を明確にした協定書（契約当事者となる代表団体の代表者及び構成団体の代表者の記名押印をした書面であること）を併せて作成し、提出すること。
- 2 本要項7-(2)ア及び7-(4)から(6)に記載の必要書類は、構成団体ごとに提出すること。
- 3 本業務を行うにあたっての各構成団体の役割について、企画提案書内で明確に示すこと。
- 4 共同事業体の構成団体のいずれもが本要項3-(1)及び(2)の要件を満たしていること。
- 5 プレゼンテーションに当たっては、共同事業体を1事業者とみなし、出席者は業務責任者となる予定のものを含めて2人以内とする。また、出席者のうち1人は、共同事業体の代表団体の代表者又は代表団体の構成員とすること。

(参考資料) 尼崎市要保護・要支援児童等見守り強化事業の運営実績

1 令和3年度～令和5年度の支援実績

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------|-------|-------|-------|
| 事業利用世帯数 | 97 | 71 | 73 |
| 配食利用世帯数 | 96 | 58 | 59 |
| 居場所利用児童数 | 66 | 40 | 39 |

※ 令和3年8月事業開始

※ 令和3年度は6事業所、令和4年度以降は2事業所に委託

2 令和6年度の支援実績（12月まで）

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 合計 |
|----------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|
| 事業利用世帯数 | 43 | 44 | 45 | 48 | 48 | 48 | 49 | 48 | 46 | 419 |
| 配食利用世帯数 | 32 | 33 | 34 | 37 | 35 | 35 | 34 | 34 | 35 | 309 |
| 居場所利用児童数 | 21 | 20 | 20 | 21 | 22 | 22 | 22 | 20 | 20 | 187 |